

下妻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例について

1 条例制定の背景・目的

国の再生可能エネルギーの利用促進施策として「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づき固定価格買取制度が創設されて以降、国内で太陽光発電設備の設置件数が増加しています。

再生可能エネルギー発電事業を円滑に実施するためには、関係法令やガイドラインを遵守し
たうえで、地域住民や隣接関係者との合意形成を図ることが重要となります。

一方で、建築基準法や都市計画法の適用を受けない太陽光発電設備については、事業概要や生活環境への影響等を地域住民へ十分な説明がされないまま事業が実施される事例が全国的に発生しています。

本市におきましては、茨城県の「太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」に基づき、発電出力が50kW以上の太陽光発電設備を設置する場合は、「下妻市太陽光発電施設適正設置・管理審査会」に意見を求め、事業者へ適正な設置について助言しています。

しかしながら、太陽光発電設備が設置された後の維持管理の不備等により、市民の皆様から不安の声が寄せられる事例が見受けられるようになっていきます。

このため、太陽光発電設備の設置及び管理について必要な事項を定め、もって市民の安全と安心の確保及び地域社会の発展に資することを目的として条例を制定しようとするものです。

2 条例の概要

項目	内容
適用範囲 【第5条関係】	発電出力が10kW以上のすべての太陽光発電設備について適用します。(ただし、建築物及び特殊建築物の屋根又は屋上などに設置される太陽光発電設備は除きます) ※特殊建築物：学校、体育館、病院、工場、倉庫など なお、本条例の第7条から第14条まで、第16条、第17条及び第20条第2項(第1号及び第2号に限る。)の規定は、事業者が発電出力50kW以上の太陽光発電設備を設置する場合のみ適用します。

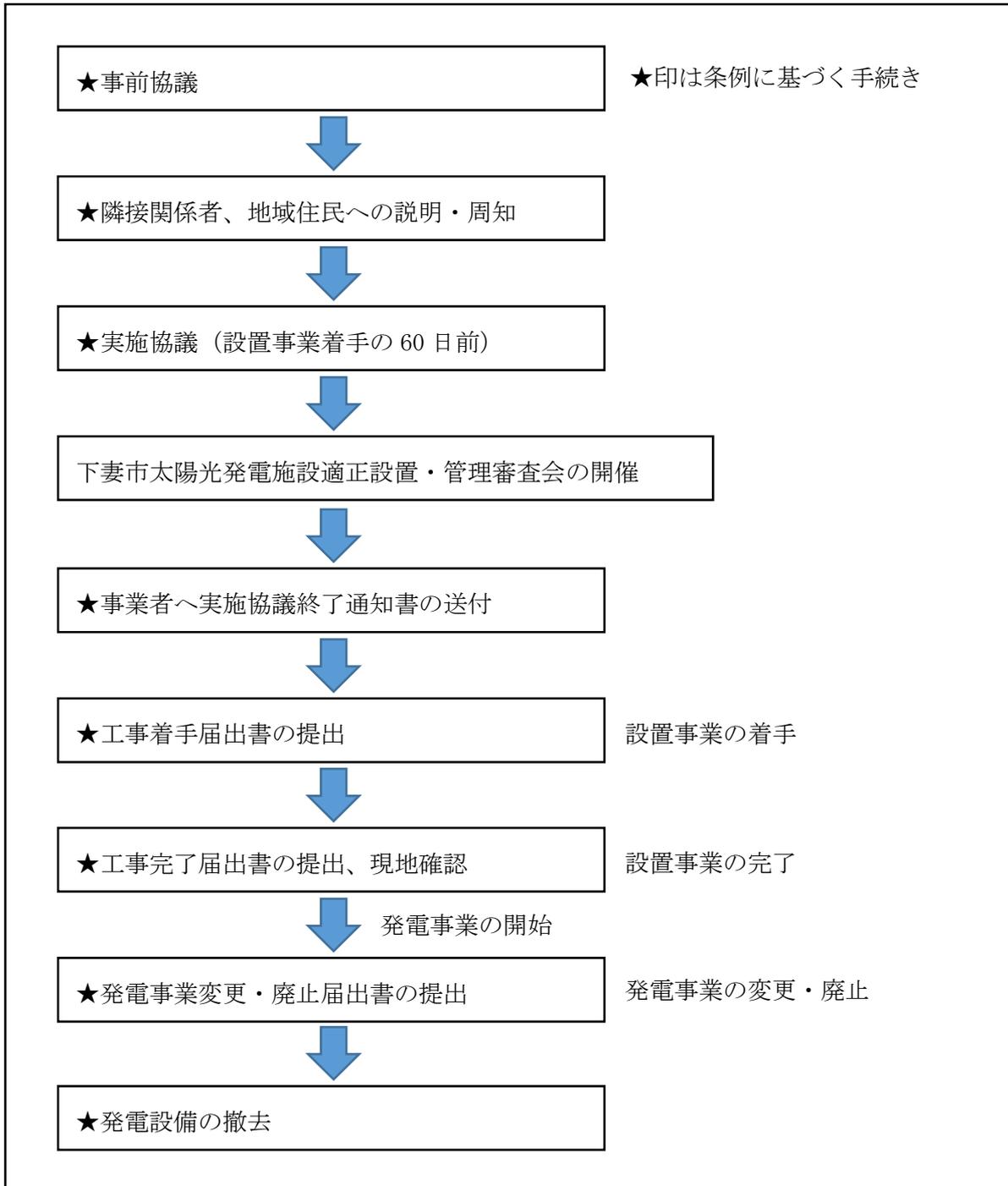
<p>太陽光発電設備の設置を抑制する区域</p> <p>【第6条関係】</p>	<p>災害発生の防止、良好な景観の形成、生活環境の保全並びに地域住民の生活との調和を図るため、次の区域を太陽光発電設備の設置を抑制する区域として指定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農用地区域、第1種農地 ・河川区域、河川保全区域、河川予定地 ・急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域 ・文化財保護法、茨城県文化財保護条例並びに下妻市文化財保護条例で指定する区域 ・土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例に違反している区域 ・火薬類製造施設等の近隣区域(発電出力が1,000kW以上の場合)
<p>事前協議</p> <p>【第7条関係】</p>	<p>隣接関係者や地域住民への説明範囲・方法について調整するため、市と事前協議を行うことを義務付けています。</p>
<p>隣接関係者及び地域住民への説明・周知等</p> <p>【第8条、第9条関係】</p>	<p>事業者は、太陽光発電設備の設置前に隣接関係者や地域住民へ事業計画を説明するよう義務付けています。</p> <p>また、事業者は当該説明により隣接関係者や地域住民の理解を得るよう努めることと定めています。</p>
<p>実施協議</p> <p>【第10条関係】</p>	<p>基準を満たす設置事業か確認するため、当該事業に着手しようとする60日前までに規則で定める関係図書を届け出るよう義務付けています。</p>
<p>工事着手の届出</p> <p>【第12条関係】</p>	<p>工事着手の届出と工事期間中の標識設置を義務付けています。</p>

<p>設置基準</p> <p>【第13条関係】</p>	<p>次の項目について、設置基準を設けています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災及び安全への配慮 <ul style="list-style-type: none"> (1)切土又は盛土工事の安全対策 (2)崖地対策 (3)雨水排水対策 (4)適切な敷材の使用 (5)柵塀等の設置 ・市街地等に設置する場合の配慮 <ul style="list-style-type: none"> (1)生活環境の保全 (2)良好な景観の形成
<p>工事中止・再開・完了届出</p> <p>【第14条関係】</p>	<p>工事中止、再開又は完了の届出を義務付けており、完了の届出があった場合は市が現地確認を行います。</p>
<p>維持管理基準</p> <p>【第15条関係】</p>	<p>次の項目について維持管理基準を設けています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正な維持管理 <ul style="list-style-type: none"> (1)太陽光発電設備 (2)事業区域 (3)標識の設置 (4)異常発生時の対応 (5)災害発生時の対応 (6)緊急対応マニュアルの作成
<p>発電事業の変更・廃止</p> <p>【第16条、第17条関係】</p>	<p>発電事業者又は保守点検業者に変更があった場合の届出を義務付けています。</p> <p>また、発電事業を廃止した場合の届出と発電設備の速やかな撤去・適正処分を義務付けています。</p>

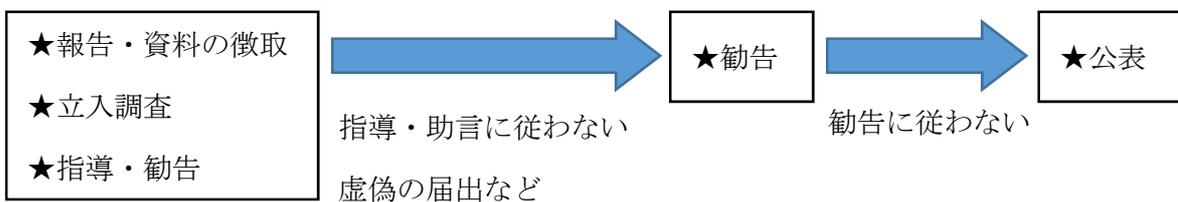
<p>報告の徴収等 【第18条関係】</p>	<p>太陽光発電設備の状況その他必要な事項に関して、市は事業者に対して報告や資料の提出を求めることができる権限を定めています。</p>
<p>立入調査等 【第19条関係】</p>	<p>市職員が事業区域に立ち入り、必要な調査を行い、関係人に質問することができる権限を定めています。</p>
<p>助言・指導・勧告 【第20条関係】</p>	<p>行政指導等の必要があると判断される場合は、市は事業者に対して適切な措置を講ずるよう助言、指導又は勧告することができる権限を定めています。</p>
<p>公表 【第21条関係】</p>	<p>事業者が正当な理由がなく勧告に従わない場合は、市は事業者名等を公表できる権限を定めています。</p>
<p>適用区分 【付則】</p>	<p>この条例の施行前に設置している太陽光発電設備、施行日に設置事業を実施している太陽光発電設備については、この条例の適用外とするよう定めています。</p>

3 条例に基づく手続き等の流れ

発電出力が 50kW 以上の太陽光発電設備を設置する場合は、次の手続きが必要となります。



市が必要に応じて行う措置



4 スケジュール

時 期	実施事項
8月27日（金） ～9月16（木）	パブリックコメントによる意見募集
9月下旬	パブリックコメント実施結果の公表 (寄せられた意見に対する市の考え方を公表)
12月	令和3年第4回市議会定例会へ条例案の上程